

阿賀野市市政モニター設置要綱

平成 30 年 7 月 10 日

告示第 120 号

(設置)

第 1 条 市政に対する市民の意見や提言を広く聴取し、市政への市民参加と開かれた市政を実現するため、市政モニターを設置する。

(職務)

第 2 条 市政モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政に関するアンケート等に回答すること。
- (2) 市政に対して意見等を述べること。
- (3) 市が開催する市政モニター会議に出席すること。
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認めること。

(委嘱)

第 3 条 市政モニターは、当該年度の 4 月 1 日現在、市内に在住、在勤又は在学する満 18 歳以上の者から年齢、性別、地域等のバランスを勘案し、市長が委嘱する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 市議会議員など公選の職にある者
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員

(任期)

第 4 条 市政モニターの任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

(定数)

第 5 条 市政モニターの定数は、12 人程度とする。

(委嘱の取消し)

第 6 条 市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、市長は委嘱を取り消すことができるものとする。

- (1) 市政モニターが第 3 条に定める資格を満たさなくなったとき。
- (2) 本人から辞退の申し出があったとき。
- (3) その他市長が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

(費用負担)

第 7 条 市政モニターが第 2 条に規定する職務を行う上で要する経費は、市政モニターの負担とする。ただし、同条第 1 号に規定するアンケート等の回答に要する郵便料金は、市の負担とする。

(謝礼)

第 8 条 市政モニターが第 2 条第 3 号に規定する市政モニター会議に出席した場合は、予算の範囲内で謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第 9 条 市政モニターに関する庶務は、市長政策・市民協働課において処理する。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、市政モニターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。